

2025年3月27日

公益財団法人 金融情報システムセンター

## 金融機関における API 接続チェックリストに関する連絡会 議事要旨

### 1. 開催日時

2025年1月30日(木) 15:00~17:00 (会場開催及び Web 会議開催の併用)

### 2. 委員・オブザーバー (敬称略・順不同)

	氏名	所属・役職
座長	稲垣 光隆	公益財団法人金融情報システムセンター 理事長
委員	栗原 輝	株式会社三井住友銀行 システム統括部 基幹決済システムグループ グループ長
	関山 清文	株式会社常陽銀行 リスク統括部 主任調査役
	古川 光太郎 (欠席)	株式会社名古屋銀行 業務部 システム開発グループ 課長
	三浦 雄一 (代理出席)	株式会社名古屋銀行 業務部 システム開発グループ 業務役
	山崎 篤志	一般社団法人全国信用金庫協会 業務推進部 次長
	正木 達也	日本アイ・ビー・エム株式会社 金融ビジネス・ソリューションズ アドバイザリー・アーキテクト
	塚田 朗弘 (欠席)	アマゾン ウェブ サービス ジャパン合同会社 スタートアップ事業部 技術統括本部 本部長
	中島 悠貴	富士通株式会社 FinancialServices 事業本部 NetBank&Insurance 事業部 NetBanking 二部
	今井 博善	株式会社 NTT データ 第三金融事業本部 e-ビジネス事業部 プランニング&セールス担当 部長
	瀧 俊雄	一般社団法人電子決済等代行業者協会 代表理事
	藤川 由彦	弥生株式会社 経営企画本部 政策渉外部 担当マネージャー
	茂岩 祐樹	freee 株式会社 執行役員 CISO
	マーク マクダッド	マネーツリー株式会社 取締役

	氏名	所属・役職
	小野沢 宏晋	GMO あおぞらネット銀行株式会社 執行役員 セールス&マーケティンググループ長
オブザーバー	竹岡 陽介	金融庁 総合政策局 リスク分析総括課 電子決済等代行業室 課長補佐
	今村 斎樹	金融庁 総合政策局 リスク分析総括課 ITサイバー・経済安全保障監理官室 金融証券検査官
	佐瀬 豊 (欠席)	日本銀行 金融機構局 考査企画課 システム・業務継続グループ長
	田村 栄一 (代理出席)	日本銀行 金融機構局 考査企画課 システム・業務継続グループ 企画役
	小林 俊	日本銀行 決済機構局 決済システム課 フィンテックグループ長

#### ■事務局 (FISC)

照内 太郎 (常務理事)、齊内 秀樹 (企画部長)、岩谷 和幸 (企画部主任研究員)、  
市川 恭子 (企画部主任研究員)、高野 晴行 (企画部主任研究員)、渡邊 暁 (企画部主任研究員)、  
青井 良介 (企画部主任研究員)、池田 佳代 (企画部研究員)

### 3. 議事内容

議事次第に沿い、事務局より、【資料 3】に基づき 2024 年度金融機関アンケートについて、【資料 4】に基づき会員との意見交換等から確認できる関係者の認識・取組状況について、それぞれ報告を行った。

次に、事務局から、【資料 5】に基づき、API 接続チェックリスト見直し要否の対応方針について、報告を行った。本報告を踏まえ、今年度の「金融機関における API 接続チェックリストに関する連絡会」(以下、「連絡会」という。)において、チェックリストの見直しを不要とすることにつき、全委員より同意を得た。

その後、委員である一般社団法人電子決済等代行業者協会 代表理事 瀧氏より、【資料 6】(別紙は非公表)に基づき、「API 高度化 Study Group での検討状況等について」と題する講演が行われた。

### 4. API 接続チェックリスト見直し要否に関する検討結果

結論：チェックリストの見直しを行わない

【資料 5】に基づき報告した事務局対応方針に対し、委員から異論はなく、今年度の連絡会において、チェックリストの見直しは行わないこととした。

### 5. 事務局からの報告に関するディスカッション (委員等から寄せられた意見等を中心に記載)

#### (1) 会員との意見交換等から確認できる関係者の認識・取組状況

- ・ 【資料 4】において「銀行が更新系 API のニーズの高まりを感じる機会は少ない」といった記載

がみられるが、実際に API の利用を促す活動を行う中では、さまざまな活用方法やアイデアを聞くことがある。更新系 API に関しては、技術面を含め、課題や検討事項も多く、利用することへのハードルの高さは理解しているが、ニーズがないとは感じていない。

## (2) API 接続チェックリストの見直し要否 対応方針

- ・ 【資料 5】2(1)にある「金融機関による更新系 API への取組みが低位である現状においては、チェックリストの改訂は不要」という点は理解・納得できる。一方で、セキュリティに関する慣行や規範が更新系 API の利用を促進するものに向かえば、更新系 API への取組みが増えるとも考えている。API 接続チェックリストの改訂を通じて、あるべき方向性を示すことも考えられるのではないか。
- ・ 電子決済等代行業者（以下、「電代業者」という。）、特に新規のプレイヤーは、更新系 API を利用した開発・サービスを目指したものの、壁に当たってしまうことも多い。更新系 API を利用するために有効なセキュリティの仕組みを自社で切り拓く必要があるという状況のもとでは、個社が新規サービスを創出することも困難である。本連絡会のような公共財的な場で、更新系 API を利用するために有効なセキュリティの仕組みなどについて議論できるとよいと考えている。
- ・ 電代業者である当社として、銀行との間で更新系 API に関する議論を深めていきたい。もっとも、電代業者側からは銀行のリスク認識や判断基準に関する考え方が見えにくく、また、電代業者側のリソース制約もあり、踏み込んだ議論を控えている。更新系 API のセキュリティも重要と考える一方、銀行・電代業者間の責任分界に関して議論を深めたいと考えている。金融機関と API 接続先とのコミュニケーション・ツールである API 接続チェックリストが、こうした論点・議論を促進するものになれば、更新系 API の取組みも広まるのではないか。

## 6. 講演に関するディスカッション（委員等から寄せられた意見等を中心に記載）

### (1) 講演 一般社団法人電子決済等代行業者協会 瀧氏 「API高度化Study Groupでの検討状況等について」

#### (API を巡る国内外の現状)

- ・ 銀行口座には、社会的な belief（信頼・信用）が置かれている。暗号資産、ステーブルコイン、電子マネーなど、資産を保存するためには、さまざまな形態があるが、多くの人が最初に想起し、万全の信頼を置いているのは銀行口座である。生活の基盤である銀行口座は、先進国社会では頑健な存在である。FinTech 事業者は、銀行口座を便利に利用させるためのツールを提供する立場であると考えている。一方で、利便性だけを求めればよいというものではなく、本来、銀行口座が有している信頼性が確保されていないと、よいサービスは生まれない。
- ・ オープンバンキングは、これまで英国が進んでいると言われていたが、最近では、ブラジル・カナダ等、さまざまな国で導入に向けた取組みが進められている。欧州・英国・米国・カナダ等では、2023 年頃から相次いでオープンバンキング関連制度の見直しや新規法制の導入を進められ、制度のアップデートが図られている。日本では、2017 年 5 月に銀行法が改正されるなど、オープ

ン・イノベーションの推進に関して比較的早くから議論が行われてきたが、次のフェーズへの変化が求められているのではないか。

- ・ 海外では、当局が一定程度、法的規制による関与を行う国が多い。銀行口座へのアクセス無償化が義務として課されている点や、契約締結の義務が課されていない点が、日本と異なる点として特徴的といえる。海外では、法的規制の下でプレイヤーが行為規制に服す一方、金融機関は義務的に API を開放する状態であり、API に関して民間による調整コストが伴わないものとなっている。
- ・ API の標準化に関しては、セキュリティの観点から見ると、標準化が実現することで、独自仕様でセキュリティを構築することに比べ、コストを抑えることができるほか、脆弱性のある仕組みが導入されるリスクを下げることもできる。
- ・ 日本では、電代業者が提供するサービスにおいて、一定期間ごとに金融機関側の画面に移動し、金融機関側でユーザー再認証を行うことが必要となっている。この再認証にかかるリフレッシュトークン（アクセストークンを取得するために使用する資格情報）の有効期間は、金融機関により、1日～10年と大きな幅がある状況である。英国、EU 等では、初回接続時のみ金融機関側でユーザーを認証し、次回以降は一定期間ごとに、第三者事業者が接続の意向をユーザーに対して確認することとなっており、金融機関での再認証は不正アクセスなどの疑義がない限りは不要となっている。これらの海外事例から、改善に向けたヒントを得られることができる。

#### **(送金における認証方式)**

- ・ 電子決済等代行業者協会は、「API 高度化 Study Group」を立ち上げ、送金における認証方式の課題整理と解決方策の方向性について検討している。送金を行う場合、その内容や金額等に応じてリスクの多寡には違いがある。送金指示を処理する際の認証に関して、現状、金融機関の認証方式等が一律でない。信頼性が高く、リカバリーが比較的容易な送金（同一名義人への振込、公的企業への振込など）に関しては、認証簡素化の検討余地がある。
- ・ 認証簡素化が難しいケースであっても、金融機関・電代業者間で連携すべきデータを整備し、これらと組み合わせることで必要な確認が可能となる。請求書や支払の消込みにおいて、支払原因や支払相手先情報を、支払者側で確認・特定することが実現できれば、個別の支払時における認証が簡素化できる。海外では、少額支払などの一部ユースケースにおいて、二段階認証を適用しないとする事例もある。
- ・ デバイスの技術進化や本人確認書類であるマイナンバーカードの普及など、認証を取り巻く環境変化も取り込んだうえで、各種リスクやユーザーエクスペリエンスとあわせて議論することが重要である。

#### **(政府の動向等)**

- ・ 2024年12月に開催された政府の「デジタル行財政改革会議」において「データ利活用制度・システム検討会」が立ち上がり、データ利活用に係る制度及びシステムの整備について包括的な検討が行われている。同検討会では、クレジットカードや電子マネー等の各種決済データの API 連携について議論が進むと見込まれている。銀行口座に関しても、より便利に利用するための議論が政府レベルで進む可能性がある。

- ・ こうした政府による検討・議論を受け、更新系 API の普及・利用促進に向けた議論が進むようであれば、API 接続チェックリストの改訂を視野に入れた議論が必要である。ユースケースや利用状況に応じたリスクベースの考え方を前提として、API 接続チェックリスト等においてセキュリティ強度を設定する案（一部簡素化事例を明記する案など）を示させていただいたので、検討を進めていただきたい。

## (2) 質疑応答

- ・ API の標準化を行う独自機関について、英国の事例として Open Banking Limited（英国 9 大銀行の資金提供により設立された組織）が示されているが、日本において、実際に標準化を進めるのであれば、どのような形で進めるのがよいのか。システム上の認証方式などであれば、実際に開発の世界で利用されているものを標準として反映することが重要であると考えているが、電代業者が中心となって、こうした標準化を進めていくことになるのか。
- ・ API の標準化に当たっては、セキュリティや勘定系システムに関連する分野の議論が必要となるため、技術力をもつ大手 IT ベンダーによる議論が期待される。また、大手 IT ベンダーによる議論を促すためには、その委託元である大手銀行が検討を進める姿勢を示すことも重要である。大手銀行は、システム開発スキルや認証等の技術面の知見を有する人材も多く、こうした関係者によるコミュニティを形成していくことが必要であると考えている。
- ・ 報告資料の「欧州の TPP⇔銀行間の責任分界の考え方」（P18）で示されている整理（電代業者に相当する「資産仲介者」側の認証に依拠する場合には、責任が銀行から資産仲介者に移動する、という考え方）は、銀行と電代業者の役割分担や責任分界を考えるうえで、出口になる考え方といえる。銀行と電代業者で、それぞれが自主性を守ることにとらわれすぎると、全体として、UX も悪くなり、API の利用が進まなくなる可能性がある。責任分界を柔軟にした考え方を FISC が取り込んで、ガイドライン等に反映できると望ましい。当行は、銀行だけでなく、電代業者や事業者とも連携しながら、将来的にガイドライン等に記載できるような API 活用のユースケースを増やしていきたいと考えている。
- ・ IT ベンダーとしては、委託元でもある金融機関と一緒に議論を深めていきたい。更新系 API の活用などでは、新しいユースケースは難しい課題もあると認識しているが、API に関する議論に積極的に参加し、貢献していきたい。
- ・ 当社は IT ベンダーとして、API のソリューション事例に関する情報発信を行っており、事業者等から問い合わせを受ける機会も多い。その際、API の仕様説明と合わせて、電代業者は銀行と契約締結義務があり、N 対 N の契約が必要となる点を事業者等に説明すると、API の利用をあきらめるといったケースもみられる。海外事例では N 対 N の契約は不要のようであるが、トラブル等が起きた際にどのように解決されているのか。

- 米国では、まだ更新系 API がそれほど使われていない状況であり、トラブル等の解決という点では、主に欧州、英国の事例が参考になる。制度上は、まずは銀行が払い戻し等を行い、顧客を救済しているようである。その後、銀行と電代業者が事実確認を行い、電代業者が決められた手続きに従い、エビデンスを示せたら過失なしと見做される。そうでない場合は、両者間で責任分担を協議し、場合によっては、銀行が顧客に払い戻した金額を、電代業者が支払うこともある。こうした当事者間の解決は、規制当局が行為規制の中で、それぞれの当事者に責任を課していることが背景としてあると理解している。
- 銀行と電代業者の間で契約を締結するかどうかについて、両者の責任分界や責任分担の観点に加え、トラブルやインシデント発生時に解決を図る際の、規制的なアプローチの仕方が国によって異なるという観点があると理解している。また、契約以外の論点に関して、更新系 API の活用に向けては、電代業者、銀行、IT ベンダーそれぞれに考え方があり、本連絡会においてもさまざまな意見・アイデアが出るものの、具体的な結論や方向性には達していない。この間、海外では、当事者のニーズのほかに、英国では競争促進の観点から、米国では消費者保護の観点から、規制当局の動きが原動力になっているのも事実である。日本において更新系 API の議論を前進させるためには、何が原動力となるのかを考慮することが必要である。
- 日本では、競争促進や消費者保護の観点から、更新系 API 活用の議論についてコンセンサスを得るのは難しい。金融業界全体として、高齢化社会が到来する下での金融サービスのあり方、金融機能や店舗ネットワーク網の維持、収益性の確保といった各種課題と向き合う中で、これらに対応する手段として API を活用することが重要になると考えている。単に若い人に便利というだけでなく、障がい者や高齢者に対しても便利な銀行サービスを提供するための手段として API の活用を目指すという世界観が必要であると考えている。
- 更新系 API 活用においては、関係者がインセンティブを持てるユースケースの検討が必要である。日本の現状は、e-コマースでは、大半がコンビニ払いかクレジット払いであり、銀行振込はごく一部に過ぎず、更新系 API の活用が銀行の収益にはつながりにくい。海外では、オープンバンキングにおいて、VRP (Variable Recurring Payments : 一定期間の支払限度額や回数などの事前承認に基づく複数の支払いの実施。利用者で合意すると支払金額・タイミングは毎回異なっても、その都度利用者の合意を得なくてよいスキーム) といった決済方式もあり、銀行の収益に繋がる可能性があると言われている。クレジットカードの支払から VRP に移行することで、銀行が手数料を請求できるケースもあり、そうしたユースケースを銀行とともに描いていきたい。

以 上